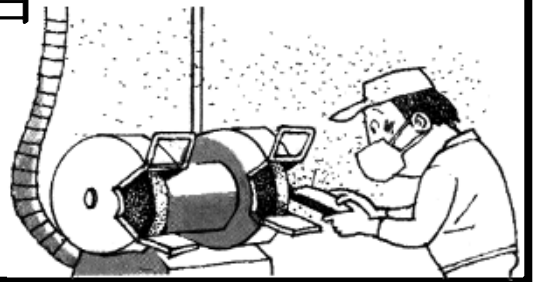


粉じん作業従事者 (法定特別教育) 講習会開催のご案内

主 催 一般社団法人 名北労働基準協会



労働安全衛生法第59条第3項、粉じん障害防止規則第22条の規定では、事業者は粉じん作業に従事する労働者に対し特別教育を行うことを義務づけています。

今日においても、じん肺及びじん肺合併症の業務上疾病者は依然として多発しています。

当協会では事業者に代わって粉じん作業従事者特別教育を下記のとおり開催いたしますのでぜひご利用ください。

日 時 令和 3 年 7 月 2 7 日 (火)

9 時 3 0 分 ~ 1 6 時 3 0 分

会 場 一般社団法人 名北労働基準協会 3 階 大会議室

名古屋市北区清水 1 - 1 3 - 1 TEL (0 5 2) 9 6 1 - 1 6 6 6

※受講票送付時に、会場の地図をお送りいたします。

※会場には受講者専用駐車場がありません。公共交通機関でお越しください。

車にてお越しの場合は、近隣に格安駐車場があります。充分時間を見ていただいたうえ、有料駐車場を各自の責任・負担でご利用ください。

講習内容

- ・ 粉じんの発散防止及び作業場の換気の方法
- ・ 作業場の管理
- ・ 呼吸保護具の使用の方法
- ・ 粉じんに係る疾病及び健康管理
- ・ 関係法令

対 象 粉じん作業従事者(満18歳以上)

※年齢制限がございます。ご受講の際はご確認をお願いします。

会 費 会員 9, 4 2 0 円 非会員 1 2, 5 6 0 円

(テキスト、資料代、昼食代、消費税を含みます)

定 員 4 5 名 *新型コロナウイルス感染症の状況により定員等変動します。ご了承ください。

そ の 他 講習終了者には「修了証」を交付します。

＜ 講習会等の申込方法及び申込書 ＞

申込方法 下記のいずれかの方法にてお申し込みください。

- ①名北労働基準協会ホームページ「教育・講習」よりメール申込をご利用ください。
- ②事務局までFAXまたは郵送にて申込書をご送付ください。
- ③事務局まで直接お越しください。

支払方法 会費を銀行振込みいただくか、事務局までご持参、または現金書留でご送付ください。

申 込 先 一般社団法人 名北労働基準協会 総合受付
〒462-8575 名古屋市北区清水1-13-1
TEL(052)961-1666 FAX(052)962-1670

振込先 三菱UFJ銀行 黒川支店 普通預金 No. 0724805
一般社団法人 名北労働基準協会
〈ご注意〉名北協会にはお振込み先がいくつかございます。今一度ご確認ください。
尚、振込手数料は貴社にてご負担くださいますようお願いいたします。

その他 お手数ですが、開催日の14日前までに会費をご送金ください。
キャンセル、日程変更等に関しましては6営業日前までにお申出ください。
開催日の6営業日以降に取消された場合は会費の返金・日程変更は一切受付できません。
受講票は、開催日の7日前までにお送りいたします。
(講習会は直前でも受付できる場合がございます。お電話にてお問合せください。)

講習会等申込書（コピー可）

申込日 令和 年 月 日

[illegible]

※会員番号 名北労働基準協会会員様のみご記入ください。（郵送時封筒に記載されている番号です。）

※この受講申込書でご提供頂いた個人情報は、今回お申込み頂いた講習会の受講者資料並びに講習のご案内送付用として使用し、受講者の同意なく目的外の利用を行うことはありません。

※講習会についてご不明な点がございましたら下記までお問合せください。

(一社)名北労働基準協会 事業企画推進部 TEL(052)961-3655

<http://www.meihokurouki.or.jp/>

<e-mail>anzenkyouiku@meihokurouki.or.jp

R3.2.22